

第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画

— すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島 —

(令和2年度～令和6年度)

概 要 版

令和2年3月

昭 島 市

1

計画策定の趣旨・背景

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化するなか、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要になっています。このような状況の下、国では『新エンゼルプラン』（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労支援等の対策を実施してきたところです。

昭島市においても、平成 26 年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、この計画に基づき全ての子どもと子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援に取り組んできました。

さらに、国は平成 24 年 8 月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会をめざして「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に施行され、質の高い幼児期の教育や乳幼児期の保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることが求められました。そこで、本市では、新制度に基づく第 1 期の事業計画として、平成 27 年 3 月に「昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき施策を推進してきました。

しかし、事業の一定の進捗は図られているものの、未だ保育所・学童クラブともに待機児童の解消には至っていない中、平成 29 年 6 月に示された国の「子育て安心プラン」では、女性の就業率 80%を見込み、それに伴う保育の受け皿を確保することとされたほか、平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごせる環境整備も求められるなど、子ども・子育て支援への取組をさらに加速する必要があります。

また、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化や、いわゆる「働き方改革」などへの対応も図らなければならないほか、相次ぐ児童虐待への対応や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの支援など、総合的かつ多角的に施策を推進しなければなりません。

そのためには、子ども・子育て支援の量・質の改善・充実に向けて、国、東京都、本市、また家庭、学校、地域、事業者、その他あらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性についての理解を深め、各々が協力・連携してその役割を果たすことが必要です。

それぞれの取組を通じて、本市の若い人たちが家庭を築き、子どもを産み育てるといふ希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指すことを目的として、ここに『第 2 期 昭島市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

2 計画の位置づけ

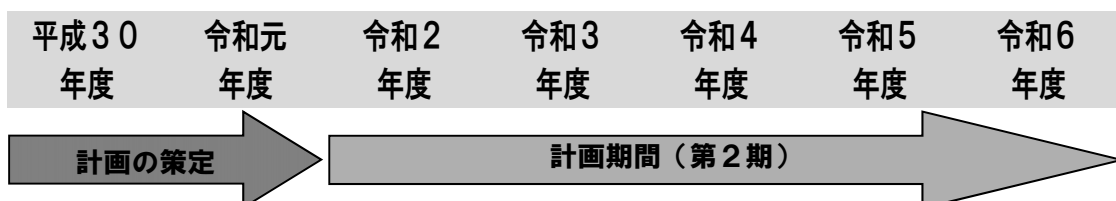
- この計画は、子ども・子育て支援法（以下「法」と言う。）第61条第1項に基づき、昭島市の子どもと子育て家庭を対象として市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。
- また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築・強化し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。
- 策定にあたっては、法をはじめ、関連の先行計画「次世代育成支援行動計画」における取組と、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、『新・放課後子ども総合プラン』に関して国の方針で定める事項についても併せて盛り込んでいます。同時に、さまざまな分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

◇子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1歳～5歳	6歳	6歳～11歳	12歳	12歳～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外 ※一部「養育支援 事業」のみ対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								

3 計画の期間

法第61条に基づき、法の施行の日から5年を1期として作成します。
本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



4

計画の基本理念

本計画の基本理念を

すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島

とし、子ども・子育て支援事業等に取り組んでいきます。

「すべての」とは、

子どもの置かれている状況や子育てをめぐる環境はさまざまであることから、障害、疾病、虐待、貧困、外国につながりをもつ等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族、また、ひとり親家庭や共働き家庭、保護者のいずれかが家庭で子育てをする世帯を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象にします。

「子どもが輝き」とは、

子ども自身が将来の夢や希望を持ち、子どもの生存と発達が保障され、子どもが輝くことで、家族や保護者も輝ける状態につながってほしい、という願いを示します。

「未来を創るまち」とは、

「次世代育成支援後期行動計画」の将来像を引き継いだものであり、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在になる」ことは、世代を超えて市民共通の願いであることを示します。

5

計画の基本方針と基本目標

子どもの育ちと子育てを取り巻く環境等を踏まえ、以下のような方針に立ち、基本目標を設けて、子ども・子育て支援の取組を推進し、「基本理念」（→前ページ「4」）の実現をめざします。

基本方針Ⅰ すべての子どもの健やかな育ちを支える

○子ども一人ひとりの人権が、国籍や出生、性別、障害などにより差別されることなく尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、子どもの権利を尊重し、最善の利益を考慮する視点に立った施策の展開を図ります。

…〔基本目標1〕

○市内の社会環境・社会資源を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを支援・促進する環境の整備を、一層積極的に推進します。…〔基本目標2〕

基本方針Ⅱ すべての子育て家庭を支える

○核家族化や就労形態の多様化が一層進行するなかで、共働き家庭だけでなくすべての子育て家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を地域社会全体で構築・強化していきます。

家庭環境、保護者の就労状況などによる多様なニーズや子どもの特性に応じた教育・保育の提供に向けて教育・保育環境を充実させ、必要とする人が必要な支援を受けられるよう、供給体制等を整備します。…〔基本目標3〕

○保護者（親等）が子育ての大切さを認識し、子育てを通して自身も成長していくことをめざす意識の醸成を図ります。…〔基本目標4〕

基本方針Ⅲ 地域全体で子ども・子育てを応援する

○すべての子どもの健やかな成長のために、専門性の高い関係機関の協力を得ながら、地域全体での助け合い・支え合いをより深めて、地域ぐるみで子ども自身と子育て家庭を応援する取組の一層の充実を図ります。

…〔基本目標5〕

6

計画の展開

基本理念

すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島



基本方針	基本目標		施策の方向
Ⅰ すべての子どもの健やかな育ちを支える	1	子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進	(1) すべての子どもが尊重される社会づくりの推進
			(2) 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進
Ⅱ すべての子育て家庭を支える	2	子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	(1) 教育・保育力の向上
			(2) 次世代の親の育成
Ⅲ 地域全体で子ども・子育てを応援する	3	仕事と子育てを両立しやすい社会づくり	(1) 子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実
			(2) 仕事と子育ての両立の推進
Ⅲ 地域全体で子ども・子育てを応援する	4	親と子の健康を育む環境づくり	(3) 男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進
			(1) 親と子の健康の維持・増進
Ⅲ 地域全体で子ども・子育てを応援する	5	地域ぐるみでの支援の充実	(1) 地域での子育て支援体制の整備
			(2) 安全・安心な子育て環境の整備

7

教育・保育提供区域の設定

(1) 「教育・保育提供区域」の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育や子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定します。

(2) 教育・保育提供区域の設定

「区域」の設定に関して、本市では、

- ・区域内の量の調整に柔軟に対応できること
- ・利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること

などのメリットから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定については、市全域を1区域として設定します。

8

教育・保育給付の需要量の見込みと確保計画

5年間の計画期間(令和2年度～令和6年度)における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

◇幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号・新1号認定)

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

	令和元年度 (実績)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	322	655	316	642	310	630	304	618	298	606	292	594
②確保 の計画	認定こども園		10	20	10	20	13	26	28	56	28	56
③幼稚園(私学助成)	355	1,030	355	1,030	355	1,030	355	1,030	355	1,030	355	1,030
②+③-①	43	395	49	408	55	420	64	438	85	480	91	492

<1号認定の確保計画> (単位：人)

	名称	予定時期	3歳	4歳	5歳
新設	多摩保育園 (認定こども園)	令和4年4月 (開園)	3	3	3
新設	のぞみ保育園 (認定こども園)	令和5年4月 (開園)	5	5	5
新設	(仮称)立川基地跡地 認定こども園	令和5年4月 (開園)	10	10	10

■確保の方策

- 1号認定については、量の見込みが微減していく想定になっています。
- 幼稚園については、「私学助成幼稚園」と子ども・子育て支援新制度による「確認幼稚園」がありますが、本市では、国や都の動向及び私学助成幼稚園の意向を踏まえつつ、私学助成幼稚園への支援を行います。
- 認定こども園の新設と、移行を希望する私学助成幼稚園について支援等を行います。
- 保育所から認定こども園への移行を検討している園への支援を行います。

◇幼児期の学校教育・保育【保育所・認定こども園】（2号・新2号認定）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

	令和元年度 (実績)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	558	1,132	565	1,150	562	1,138	558	1,128	553	1,120	548	1,110	
②確保 の計画	保育所	519	1,069	522	1,074	523	1,070	485	993	471	963	471	963
	認定こども園	30	60	30	60	30	60	62	124	96	192	96	192
	認証保育所	8	13	8	11	8	11	8	11	8	11	8	11
	認可外保育施設、企業主導型保育事業	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
②-①	2	15	△2	0	2	8	0	5	25	51	30	61	

○2号認定は、計画期間5年間中は、令和2年度の3歳児を除いて基本的に定員に満たない量の見込みで、待機児童は発生しない想定になっています。

< 2号認定の確保計画 > (単位：人)

	名 称	予定時期	3歳	4歳	5歳
増改築	福島保育園	令和3年4月	1	△2	△2
増改築	多摩保育園 (認定こども園)	令和4年4月	2	2	2
増改築	のぞみ保育園 (認定こども園)	令和5年4月	0	△1	△1
新 設	(仮称)立川基地跡地認定こども園	令和5年4月 (開園)	20	20	20

■確保の方策

○2号認定については、量の見込みが微減していく想定になっています。

○3号認定の待機児童に対応するため、福島保育園の増改築や立川基地跡地での認定こども園（令和2年3月現在、実際の運営主体等の詳細は未定）の新設が計画されています。

◇幼児期の保育【保育所・認定こども園】（3号・新3号認定）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

		令和元年度 (実績)			令和2年度			令和3年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		249	506	547	268	510	550	266	505	546
②確保の 計画	保育所	245	380	449	245	383	452	251	389	458
	認定こども園	12	28	30	12	28	30	12	28	30
	地域型保育事業	6	10	15	5	8	13	5	8	13
	認証保育所	9	11	11	9	14	11	9	14	11
	認可外保育施設、企業 主導型保育事業	20	25	26	20	25	26	20	25	26
	定期利用	1	2	2	2	3	3	2	3	3
②-①		44	△50	△14	25	△49	△15	33	△38	△5

		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		264	501	542	262	497	538	260	493	533
②確保の 計画	保育所	244	374	441	235	364	429	235	364	429
	認定こども園	23	50	52	41	79	84	41	79	84
	地域型保育事業	5	8	13	5	17	23	5	17	23
	認証保育所	9	14	11	9	14	11	9	14	11
	認可外保育施設、企業 主導型保育事業	20	25	26	20	25	26	20	25	26
	定期利用	2	3	3	2	3	3	2	3	3
②-①		39	△27	4	50	5	38	52	9	43

< 3号認定の確保計画 > (単位：人)

		予定時期	0歳	1歳	2歳
増改築	福島保育園	令和3年4月	6	6	6
増改築	多摩保育園(認定こども園)	令和4年4月	2	2	2
増改築	のぞみ保育園(認定こども園)	令和4年4月	0	4	2
新設	昭島すみれ幼稚園 (地域型保育事業)	令和5年4月 (開園)	—	9	10
	(仮称)立川基地跡地 認定こども園	令和5年4月 (開園)	9	15	18

■確保の方策

- 3号認定については、0歳児は11人（4%）増、1歳児は13人（3%）減、2歳児は14人（3%）減の量の見込みとなっています。
- 3号認定の待機児童に対応するため、福島保育園の増改築（増員）や立川基地跡地での新設が計画されています。

9

地域子ども・子育て支援事業などの需要量の見込みと確保計画

① 利用者支援に関する事業

【事業概要】

保育所や幼稚園などの教育・保育施設・地域型保育事業、「一時預かり」、「学童クラブ」等の地域子ども・子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。子どもや保護者が、適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口や「子育てひろば」等）で支援を行います。「母子保健型」は、妊娠届の機会に面談を行うことにより、妊娠期から就学まで切れ目のない支援を行います。

■事業計画

〔基本型〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
設置場所	市窓口	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター

〔母子保健型〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦面談者数	916人	880人	873人	866人	859人	852人

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

■確保の方策

- 市役所子ども子育て支援課窓口を設置場所として「利用者支援専門員」を配置し、実施しています。また、「保健福祉センター」や「子育てひろば」（5か所）で出張相談を実施します。
- 令和2年度に、「教育福祉総合センター」内に1か所設置する予定です。
- 「母子保健型」については、対象者全員の面談の実現をめざします。

② 時間外保育（延長保育）事業

【事業概要】

保護者の就労形態等に対応し、保育短時間（8時間）・保育標準時間（11時間）の通常の保育時間を超えて保育する事業です。

■事業計画（単位：人）

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用者数）	54,556	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
確保の計画 （延べ利用者数） （実施か所数）	—	59,000 （23か所）	59,000 （23か所）	59,000 （23か所）	59,000 （23か所）	59,000 （23か所）

■確保の方策

○市内全園において保育短時間・保育標準時間事業を継続し、時間外保育事業（延長保育事業）によって多様な働き方への支援も行っていきます。

③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

保護者の就労等により放課後家庭において適切な監護（保育）を受けられない小学校就学児を対象に、安心・安全な生活の場と遊び・学習などの活動の場を提供するとともに健全育成を図る事業です。21か所で実施しています。

■事業計画（単位：人）

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生～3年生 の量の見込み （実施か所数）	1,210 （21か所）	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）
確保の計画	—	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）	1,230 （22か所）

■確保の方策

- 本市では、当面、1年生～3年生までを対象として実施します。
- 例年4月当初には待機児童が発生していますが、年度内には解消しており、恒常的に待機児童が発生している地域で定員の増加を図り、待機児童の更なる解消に努めていきます。
- 開所時間の延長（午後6時～午後7時）を継続します。
- 国の『新・放課後子ども総合プラン』に基づき、学童クラブと「放課後子ども教室」の一体的な、または連携による体制の整備に努めていきます。
- 引き続き、学童クラブへの障害のある児童の受け入れに努めます。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等のために家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設内などで一時的に預かり、児童とその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めた「ショートステイ事業」と夜間に預かりを行う「トワイライトステイ事業」があります。

■事業計画（単位：人）

〔ショートステイ〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	133	110	110	110	110	110
確保の計画	—	110	110	110	110	110

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

〔トワイライトステイ〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	211	220	220	220	220	220
確保の計画	—	220	220	220	220	220

■確保の方策

○量の見込みはほぼ横ばいで設定しており、引き続き、ショートステイについては「保健福祉センター」内、トワイライトステイについては「児童養護施設（双葉園）」内の各1か所ずつで実施します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

■事業計画（単位：人）

		平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数 （出生数見込み）		885	880	873	866	859	852
確保の 計画	こんにちは 赤ちゃん 事業	—	880	873	866	859	852
	訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

■確保の方策

○乳児全員を対象に、原則として保健師または助産師による全戸訪問事業として実施します。

⑥ 養育支援訪問事業・要保護児童に対する支援に資する事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を対象に保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言、家庭への育児に関する援助等を行うことで適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関が情報の交換や協議等を行います。

■事業計画

◎養育支援については、児童虐待等対応ケース数が増えないことが健全な状態と考えられることから、「量の見込み」は設定しないこととします。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確 保 の 計 画	養育支援訪問回数	126回	120回	120回	120回	120回	120回
	支援者数	16人	15人	15人	15人	15人	15人
	育児支援ヘルパー 派遣件数	19件	20件	20件	20件	20件	20件
	要保護児童対策地域 協議会 (代表者会議開催数)	2回	1回	2回	1回	2回	1回
	要保護児童対策地域 協議会 (実務者会議開催数)	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	要保護児童対策地域 協議会 (個別ケース会議開催数)	173回	150回	150回	150回	150回	150回

※確保計画数については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて設定しています。

■確保の方策

- 必要に応じて、「要保護児童対策地域協議会」の各会議を開催します。
- 要支援訪問回数と個別ケース会議の開催数については、関係機関との連携を密にすることによって要支援家庭へのより丁寧な対応を検討するため、「第1期計画」と比較して大幅な増を想定しています。
- 「子ども家庭支援センター」に、引き続き虐待対策ワーカーを配置します。

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、0～3歳までの子どもと保護者が気軽に集い、相互交流・情報提供・子育ての不安や悩みの相談ができる場所を提供する事業です。

- ・子育てひろば（一般型）…… 5か所
親子交流、情報提供、子育て相談を行っています。
- ・子育てひろば（都単独型）…30か所
保育所、幼稚園で子育て相談を行っています。

■事業計画（単位：人）

〔一般型〕

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用者 数〔人〕）	32,193	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
確保の計画 （か所数）	—	27,000 （6か所）	27,000 （6か所）	27,000 （6か所）	27,000 （7か所）	27,000 （7か所）

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

〔都単独型〕

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ相談件 数〔件〕）	2,035	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の計画 （か所数）	—	2,000 （30か所）	2,000 （30か所）	2,000 （30か所）	2,000 （30か所）	2,000 （30か所）

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○身近な場所での「子育てひろば」のニーズは高く、令和2年度に、「教育福祉総合センター」内への一般型1か所の増設を予定します。

⑧ 一時預かり事業

【事業概要】

「一時預かり事業」は、次の2つのタイプで実施されています。

- ①幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした、保育時間を延長しての一時預かり事業（預かり保育、延長保育）。…7か所（幼稚園）
- ②保護者の疾病、出産、親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときに、一時的に保育所などで児童を預かる事業。
 - ・専用スペースによる一時預かり事業…1か所（保育所）
 - ・都単独型一時預かり事業…各保育所における基準面積・職員配置を確保したうえで一時預かり事業…24か所（保育所・認定こども園）

■事業計画（単位：人）

		平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		22,242	22,800	24,300	24,300	24,300	24,300
確保の 計画	幼稚園	—	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	都単独型 （保育所）		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	専用スペース型 （保育所）		3,000	4,500	4,500	4,500	4,500

■確保の方策

- 専用スペース型による一時預かり事業（『なしのき保育園』内）は、現行でも抽選による預かりとなっており、今後の量の見込みの増加が予想されることから、令和2年度に専用スペース型1か所の増設を見込みます。

⑨ 休日保育事業

【事業概要】

保育所等を利用している子どもを、保護者の勤務形態や疾病等の都合により日曜、祝日に家庭で保育できない場合に預ける事業です。

■事業計画（単位：人）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	548	550	550	550	550	550
確保の計画 (実施か所数)	—	550 (1か所)	550 (1か所)	550 (1か所)	550 (1か所)	550 (1か所)

■確保の方策

○休日保育については、上ノ原保育園分園1か所で実施していきます。

○不測の状況が発生した場合を考慮し、今後ニーズがある場合への対応について検討を重ねていきます。

⑩ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保育所等を利用している子どもで、病氣中または病氣回復期にあり集団保育が困難な期間に病院・保育所に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

■事業計画（単位：人）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	460	450	450	450	450	450
確保の計画 (実施か所数)	—	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○病児・病後児保育は、病院（太陽こども病院）内と保育所（昭和郷保育園）内の2か所で実施していきます。

⑪ ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

育児の援助をしたい方（「協力会員」）と育児の援助をしてほしい方（「利用会員」）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

■事業計画（単位：人）

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ利用者数)		3,964	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
確保 の 計 画	障害児送迎・一時預り	-	100	100	100	100	100
	保育所送迎・一時預り		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	学童送迎・一時預り		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	通院等による一時預り		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	合計		3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○「昭島市社会福祉協議会」で会員相互の連絡調整を行い、事業を実施していきます。

⑫ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するため、適切な健診を行う事業です。医療機関に委託して健診を実施し、1人14回までの公費助成を行っています。

■事業計画

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (妊娠届数)		818人	880人	873人	866人	859人	852人
確保の 計画	利用人数	—	880人	873人	866人	859人	852人
	利用率		100%	100%	100%	100%	100%
	延べ利用回数		12,320回	12,222回	12,124回	12,026回	11,928回

■確保の方策

○全妊産婦に関して、健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等にかかる費用の一部を引き続き助成します。

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設の通園に必要となる下記「実費徴収に係る費用」の全部または一部を助成する事業です。

- ・園服、通園カバン、文具費など
- ・遠足等行事費
- ・給食費

対象者…市民税非課税世帯で、施設型給付（「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」）、地域型保育給付（小規模保育所等）に通園する人

令和元年度より幼児教育・保育無償化の実施に伴い、新たに副食費にかかる費用が助成対象となります。

■事業計画（単位：件）

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5	135	135	135	135	135
確保の計画		—	135	135	135	135	135

⑭ 放課後子ども教室（「新・放課後子ども総合プラン」）

【事業概要】

放課後等に子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもとの交流、地域の指導者との交流活動等を通して心豊かな子どもの育成を図る事業です。

【本市の現状と計画】

市内 13 か所（全小学校）で実施しています（開設割合：100%）。令和2年度以降も、引き続き実施します。

■事業計画（*「新・放課後子ども総合プラン」としては令和5年度まで）

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	13	13	13	13	13	13
確保の計画 （実施か所数）	13	13	13	13	13	13

⑮ 児童センター

【事業概要】

子どもが遊びや文化活動を通して、自由に楽しく集う施設としての役割を担います。

【本市の現状】

『昭島市児童館構想』に基づき、平成15年10月1日より、つつじが丘2丁目に「児童センター」（愛称：ぱれっと）を設置しています。

■確保の方策

○『昭島市公共施設等総合管理計画』に基づき、児童センターの適切な維持・管理等に努めていきます。

(1) 計画推進の考え方

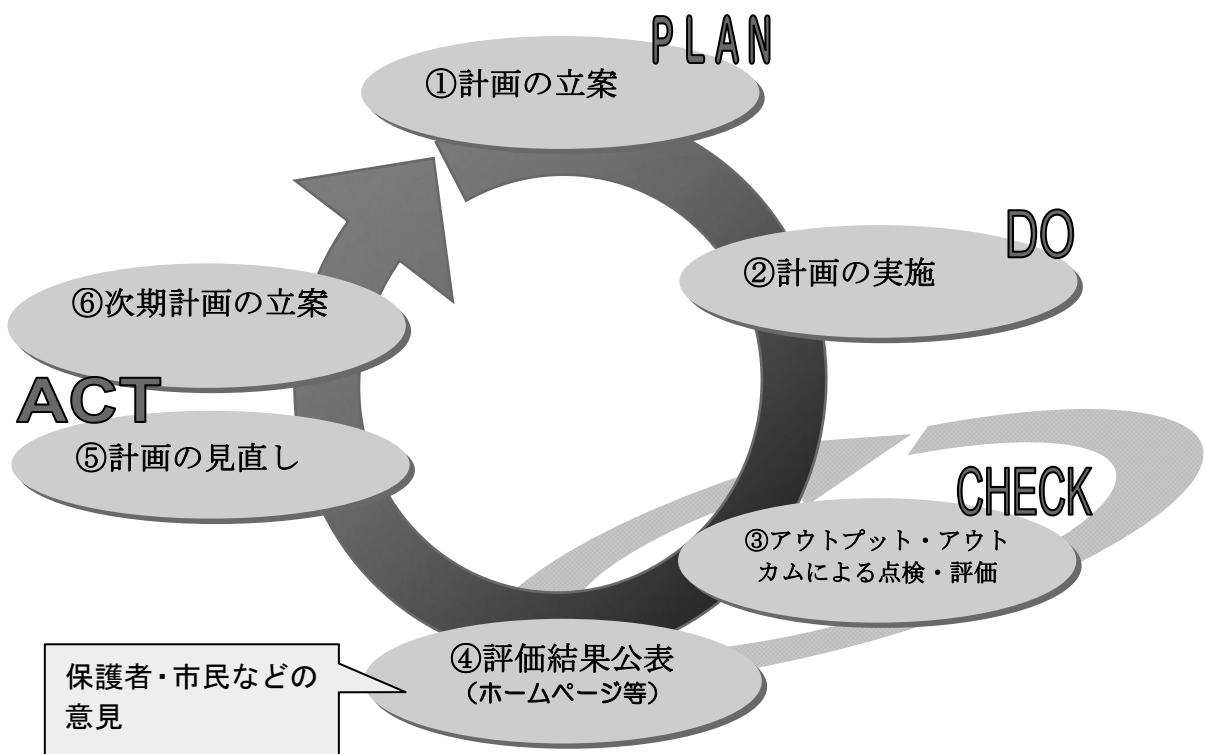
本計画や、市子ども・子育て支援事業のめざす方向性として、次の3つの基本方針に基づき取組を推進していきます。

- ①昭島市は、家庭・地域と協力・連携し、「子どもが安心して生まれ、子育てしやすい環境づくり」を進めます。
- ②昭島市は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」をめざします。
- ③昭島市は、地域ぐるみで「子育て支援・子どもの健やかな育ちの実現」に取り組みます。

(2) 計画の進行管理と点検・評価

本計画は、「昭島市子ども・子育て会議」等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、その結果を公表して、施策の改善等につなげていきます。



- ◇計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、「子ども・子育て会議」で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。
- ◇ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への啓発を推進します。また、あらゆる機会を利用者の意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画

<概要版>

発行年月 令和2年3月

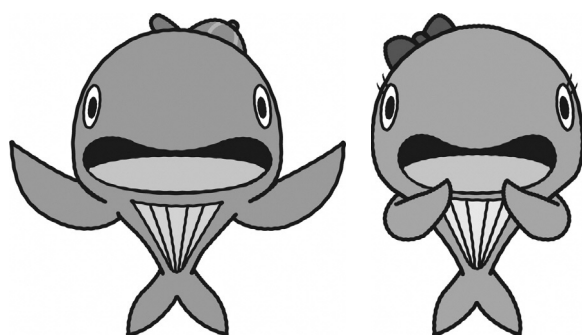
発行 昭島市

編集 昭島市子ども家庭部

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1

TEL 042-544-5111

FAX 042-546-8855



昭島市公式キャラクター
アッキー&アイラン